

覚書

本覚書は、以下の当事者間において締結される。

貸主（以下「甲」という）：島谷 光秀

借主（以下「乙」という）：松井 直樹（Baymon株式会社 代表取締役）

第1条（追加借入れ）

甲は乙に対し、追加借入金 300万円 を貸し付ける。

甲は2025年11月30日、および12月20日までに複数回に分割し、乙の指定口座へ振り込みするものとする。

乙はこれを確かに受領する。

第2条（既存借入れを含む総額）

乙は過去の借入れ（300万円）と合わせて、合計 600万円 を甲に返済する義務を負う。

第3条（返済計画：均等＋最終月調整）

総額600万円については、2026年4月末～2026年12月末の9ヶ月で返済するものとし、以下の通り返済する。

【4月末～11月末（8ヶ月）】

・毎月：660,000円

・小計：660,000円 × 8ヶ月 = 5,280,000円

【12月末（最終月）】

・調整額：720,000円（残額全て）

（計算：6,000,000円 - 5,280,000円 = 720,000円）

【支払期日】

各月末までに甲の指定口座へ振込むものとする。

【返済に滞りが発生した場合】

乙に返済の遅延または滞りが生じた場合、残額を一括で返却をすることを前提とする。

第4条（株式保有について）

甲が保有する Baymon株式会社 株式10% は、今回の借入れによって変更されないものとする。

■ 第5条（事業売却時の最終取り分について）

simon事業、またはBaymon株式会社の一部または全部が売却（EXIT）された場合、

甲（島谷）は自身が保有する株式10%に応じた売却益を受け取る。

加えて、乙（松井）は、自身が受け取る売却益の中から 追加で10%分を甲へ支払う ものとする。

これにより、売却時点での甲の最終的な取り分は、乙保有分が2030年末時点に行った売却額の20%相当となるように調整する。

第6条（付帯事項）

今回の甲乙間における金員の貸与は最終的なものであり、

本覚書に基づく貸付以外に、甲乙間で新たな金銭貸与は発生しないことを両者は合意する。

■ 第7条（協議）

本覚書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠実に協議して解決する。

2025年 11月 30日

甲 〒164-0003
東京都中野区東中野1-34-6
島谷光秀

乙 〒150-0065
東京都渋谷区大山町1-14 205
松井直樹